

## 尾鷲市企業誘致促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、尾鷲市企業誘致促進条例（令和〇〇年尾鷲市条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象地区)

第2条 条例第2条に規定する対象地区は、別表に定めるとおりとする。

(指定の申請等)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請をしようとする事業者は、奨励措置の対象となる事業所の事業開始前までに当該事業所に係る奨励措置指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記簿謄本及び定款又は住民票の写し
- (2) 事業概要説明書
- (3) 事業所の位置図及び配置図
- (4) 事業所の建設計画を記載した書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、次条に定める審査会に諮り、指定事業者可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(審査会)

第4条 条例第4条第2項に定める尾鷲市企業奨励措置審査会（以下「審査会」という。）は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、政策調整課長、総務課長、財政課長、商工観光課長及び会長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 事務局は商工観光課に置く。

(審査会の会議)

第5条 前条に規定する審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(操業等開始届)

第6条 条例第4条第2項の規定により指定をした事業者(以下「指定事業者」という。)は、操業又は営業を開始した日から起算して30日以内に操業等開始届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の申請及び決定)

第7条 条例第6条第1項に規定する申請は、企業誘致奨励金交付申請書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 雇用常用従業員を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条第2項の規定により奨励金の交付の決定をしたときは、企業誘致奨励金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払い)

第8条 奨励金の支払いは、前条第2項の交付決定後、企業誘致奨励金請求書(様式第6号)により行うものとする。

(変更等の届出)

第9条 条例第7条第1号に規定する申請内容に変更があったときは、申請変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2号に規定する操業を休止し、又は廃止したときは、操業休止(廃止)届(様式第8号)を、市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第10条 市長は、条例第8条第1項の規定により奨励措置を取り消す場合は、企業誘致奨励金取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、条例第8条第2項に定める企業誘致奨励金を返還させることを決定した時は、企業誘致奨励金返還決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(承継の届出等)

第11条 条例第9条第1項に規定する指定事業者の地位を継承しようとする者は、承継届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出により指定事業者の地位の承継を承認したときは、承継承認通知書(様式第12号)により指定事業者の地位の承継の申請をしたものに通知するものとする。

(報告及び調査)

第12条 条例第10条第2項の規定により立ち入り調査をする職員は、身分を証明する立入検査証(様式第13号)を携帯しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	地番	
発電所ヤード	尾鷲市国市松泉町	1番地
燃料第一ヤード	尾鷲市矢浜三丁目	3 1 1 番 1 号
		6 4 1 番 4 号
燃料第二ヤード	尾鷲市矢浜大道	1 0 1 0 番 1 号
		1 0 1 0 番 6 号
		1 0 1 0 番 7 号
		1 1 2 5 番 9 号
	尾鷲市大字向井字河原	5 1 8 番 1 号
		5 1 8 番 8 号
		5 2 0 番 4 号
		5 2 0 番 1 1 号
		5 2 2 番 3 号
		5 2 2 番 4 号
		5 2 2 番 8 号
		5 2 2 番 9 号
		5 2 2 番 1 1 号
		5 2 2 番 1 8 号

様式第1号

## 奨励措置指定申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

尾鷲市企業誘致促進条例第4条第1項の事業者の指定を受けるため、尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、奨励金事業者の指定、奨励金の交付決定に必要な市税、納税状況等について、尾鷲市が関係公簿の閲覧等を行うことに同意します。

記

関係資料

- (1) 法人登記簿謄本及び定款又は住民票の写し
- (2) 事業概要説明書
- (3) 事業所の位置図及び配置図
- (4) 事業所の建設計画を記載した書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

# 1 事業概要説明書

## 事業者の概要

住所又は所在地		電話番号	
氏名又は名称		代表者	
資本金又は出資金		従業員数	人
業種及び事業概要			

## 事業費の内訳

区分	内訳	金額
土地		円
建物		円

償 却 資 産		円
合 計		円

## 2 事業所の建設計画を記載した書面

計画の概要（新設・増設・移転）

事業所の内容					
所在地					
用途地域					
規模	土地	m <sup>2</sup>	家屋	m <sup>2</sup>	
事業費	円				
工事期間	着手	年 月 日	完成	年 月 日	
操業又は営業開始予定	年 月 日				
雇用常用従業員数	人	左のうち 尾鷲市に住所を 有する者			人

## 3 添付書類

- (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款又は住民票の写し
- (イ) 事業所の位置図及び配置図
- (ウ) その他市長が必要とする書類

指定事業者可否決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

尾鷲市長

印

年 月 日付で申請のありました事業者の指定については、尾鷲市企業誘致促進条例第4条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

審 査 結 果	指 定	却 下
事業所の名称		
事業所の所在地		
指定の条件等	(1) 尾鷲市企業誘致促進条例及び尾鷲市企業誘致促進条例施行規則の規定を遵守すること。 (2) この指定に係る関係書類は、この決定通知書を受けた日の属する年度から5年間保存すること。	
却下の理由		

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾鷲市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は尾鷲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号

操業等開始届

年 月 日

尾鷲市長 様

届出者 住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

下記のとおり事業所の操業（営業）を開始したので、尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 操業（営業）開始年月日 年 月 日

様式第4号

企業誘致奨励金交付申請書

年 月 日

尾鷲市長 様

申請者 住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

尾鷲市企業誘致促進条例第6条第1項の規定による企業誘致奨励金の交付を受けたいので尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 指定の年月日及び番号 年 月 日 第 号

4 交付を受けようとする奨励金の額 円

5 算定の基礎

6 添付書類

- (1) 納税証明書
- (2) 雇用常用従業員を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

企業誘致奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

尾鷲市長

印

企業誘致奨励金の交付については、尾鷲市企業誘致促進条例第6条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 企業誘致奨励金の額 円
- 2 企業誘致奨励金の対象となる事業
- 3 交付の条件
  - (1) 尾鷲市企業誘致促進条例及び尾鷲市企業誘致促進条例施行規則の規定を遵守すること。
  - (2) この企業誘致奨励金の交付に係る関係書類は、この決定通知書を受けた日の属する年度から5年間保存すること。
  - (3) この企業誘致奨励金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。
- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾鷲市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は尾鷲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号

企業誘致奨励金請求書

年 月 日

尾鷲市長様

申請者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第8条の規定に基づき、奨励金を請求します。

奨励金請求額 円

【振込先】

銀行等名		支店等名	
預金種別		口座番号	
口座名義人	フリガナ		

様式第7号

申請変更届

年 月 日

尾鷲市長 様

届出者 住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 操業（営業）開始年月日 年 月 日 第 号
- 4 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変 更 理 由

- 5 添付資料
  - (1) 変更事項を証する書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号

操 業 休 止（ 廃 止 ） 届

年 月 日

尾鷲市長 様

届出者 住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

尾鷲市企業誘致促進条例施行規則第9条第2項の規定により、下記のとおり操業を休止（廃止）したので届け出ます。

記

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 指定年月日及び番号 年 月 日 第 号

4 休止（廃止）年月日 年 月 日

5 休止（廃止）理由

様式第9号

企業誘致奨励金取消通知書

年 月 日

様

尾鷲市長

印

尾鷲市企業誘致促進条例第8条第1項の規定により、下記の指定を取り消したので通知します。

記

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
指 定 企 業	住 所	
	氏 名	
種 別	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 加工工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他(                    )	
事業所の所在地		
事業所の名称		
取 消 し	年 月 日	年 月 日
	理 由	

様式第10号

企業誘致奨励金返還決定通知書

年 月 日

様

尾鷲市長

印

尾鷲市企業誘致促進条例第8条第2項の規定により、既に交付した奨励金の返還を下記のとおり命ずる。

記

返還すべき 奨励金額		(全部・一部) 円
内訳	奨励金	円
	加算金 又は 延滞金	円 算出内訳
返還の理由		
返還	期限	
	方法	

承 継 届 出 書

年 月 日

尾鷲市長 様

承継企業 住 所

〔 法人にあつては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

氏 名 印

(電話番号 )

尾鷲市企業誘致促進条例第 9 条の規定により、下記の指定企業の事業を承継しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
指定企業	住所
	氏名
種 別	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 加工工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他( )
事業所の所在地	
事業所の名称	
承 継	年月日
	事 由

備考 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第12号

承継承認通知書

年 月 日

様

尾鷲市長

印

年 月 日付けで届け出のありました事業の承継については、承認したので通知  
します。

(表)

第 号
立 入 検 査 証
職 氏名
年 月 日生
上記の者は、尾鷲市企業誘致促進条例第10条第1項又は第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。
年 月 日
尾鷲市長
印

(裏)

尾鷲市企業誘致促進条例（抜すい）
（報告及び調査）
第10条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対して報告させ、又は当該職員にその事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立ち入り調査をする職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなくてはならない。